

第2次

江差町子どもの読書活動推進計画

(令和5年度～令和9年度)



令和5年4月

江差町教育委員会
江差町図書館

目 次

第1章 江差町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方	・・・	2
第2章 子どもの読書活動推進のために	・・・	4
資 料 第1次子どもの読書活動推進計画の検証	・・・	12
子どもの読書活動の推進に関する法律	・・・	19

第1章 江差町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

江差町子どもの読書活動推進計画策定に向けて

I 計画策定の目的

読書は、子どもたちの豊かな心を育み、人間としての考え方や生き方を学ぶ大切な機会を与えるものです。得た知識を活用し、創造力を膨らませることで、より良い生き方を考え、生きる上での礎を培う機会を与えてくれます。

読書について、学校教育法では、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と普通教育の目標の一つに規定しています。このように、読書に親しむことや、国語の基礎的な能力を養うことは、「生きる力」の基礎となる学力を身に付けるための基本となっています。さらに、読書活動は、子ども¹が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上では欠くことのできないものであります。

平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」は子どもの読書活動の推進に関し「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」という基本理念を定めたものです。その中で、国が子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定すること、4月23日を「子ども読書の日」と定めること等が掲げられています。この法律に基づき、平成14年に「子どもの読書活動に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が定められ、平成30年には第四次基本計画が策定され、北海道でも、平成30年に「子どもの読書活動推進計画」の第四次計画が策定されました。

本町でもこうした流れを踏まえ、これまで家庭、地域、各機関がそれぞれ行ってきた読書を推進するための取組みをまとめ、平成30年度に「江差町子ども読書推進計画」（平成30年～平成34年）を策定し、「家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進」「子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備」「子どもの読書活動の普及・啓発」の3つの基本目標の達成に向けて具体的な取組を進めてまいりました。

令和5年度から5力年の取組推進のための第2次計画の策定に向けては、子どもの読書活動の継続した取り組みに向け、これまでの活動を基本としつつ、具体的な取り組みの検証を行い、子どもの読書活動推進及び環境整備をより一層推進していくため第2次計画の策定を行います。

1 子ども：本計画において、子どもとは、おおむね18歳以下の者

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

江差町の子どもの読書活動の現状分析と課題解決に向けた目標を定め、今後の江差町子どもたちが読書に親しみ、より良い読書環境を身に付けるための施策と具体的な取組みを示すべく子どもの読書活動の推進に向けた基本計画を策定します。

2 計画の指針

江差町では、国の基本方針、北海道の子ども読書活動推進計画、江差町第6次総合計画、江差町教育推進計画を考慮し、次の3項目を計画の基本的方針としたいと考えています。

- ①家庭・地域・学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
- ②子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
- ③子どもが読書に親しむための推進体制の整備

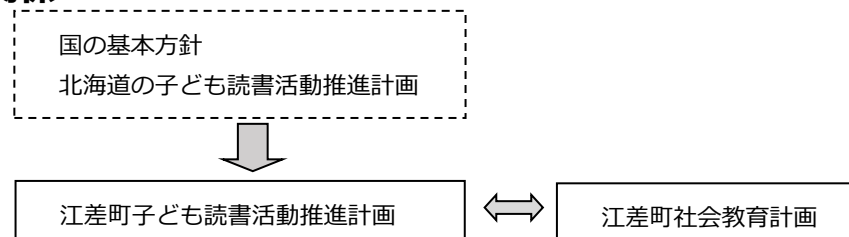
3 計画の対象

本計画は、0歳から概ね18歳までを対象とします。

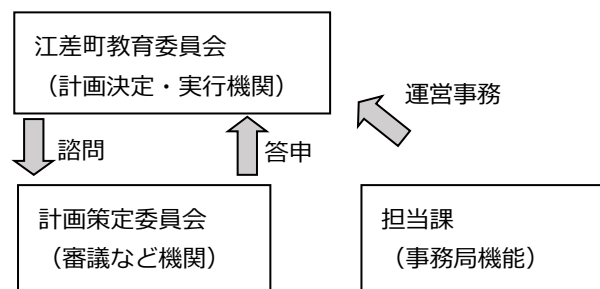
4 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

5 他計画との関係



6 計画策定の体制



第2章 子どもの読書活動推進のために

基本目標1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

乳幼児期から家庭で本に親しむ環境を作るには、保護者やまわりの大人たちの理解が必要となります。家庭に本があること、家族で読書を楽しむことは読書週間の定着・継続につながります。

家庭での読書活動を推進するため、関係団体や保育園・幼稚園と連携し、また、図書館を子どもが足を運びやすい環境にするよう努めていきます。

具体的な取り組み	具体的な取り組みの概要
読書環境の充実	図書館の絵本や児童書の充実を図ります。また、保護者が乳幼児を連れて来館しやすいように、設備や館内の雰囲気づくりなどの条件整備を行います。
ブックスタート事業 ² の実施	7か月児相談の際にブックスタートパックを手渡し、家庭での絵本を介した親子のスキンシップの方法や大切さを伝えます。
読み聞かせ会	月1回、図書館で開催している絵本の読み聞かせ会に参加してもらい、家庭での読み聞かせの実践などに活用してもらう。
読み聞かせ等の重要性の周知	講座や研修会、又は町が主催する子育て支援のための事業などを通して、保護者に子どもの読み聞かせの大切さや読書の重要性を伝えていきます。
保護者に対する家庭での読み聞かせの奨励	保護者に対して家庭での読み聞かせを奨励し、読書習慣の定着に努めるため、広報紙やSNSなどで積極的に情報を発信します。

(成果指標)

	現 状	目 標
Facebook 等の更新頻度	不定期	週3回以上

2 ブックスタート事業：赤ちゃんと保護者が絵本を介して心触れ合うひと時を持つきっかけとなるように、0歳児検診などで絵本を手渡す事業。江差町では、7か月児相談時に実施している。

(2) 地域における読書活動の推進

子どもたちの読書活動を推進するために図書館の環境整備及び地域における読書環境の充実を図ることが必要です。また、ボランティア団体や保育園、幼稚園、学校と連携し、読書機会の充実、読書環境の整備に努めます。

具体的な取り組み	具体的な取り組みの概要
読み聞かせ会	月1回、ボランティア団体 ³ による絵本の読み聞かせ会を開催。また、クリスマス会なども開催し、本に親しみやすい環境整備に努めます。
水堀郵便局配本所	水堀郵便局に配本所を設置し、定期的に入れ替えをすることで、北部地区の読書機会の充実を図ります。
夜間開館実施	毎週水曜・金曜日に午後7時まで開館することで、利用者の利便性を高め、利用率の向上に努めます。
各種イベントへの参加	産業まつりなどに図書館として参加することで、図書館活動のPRを図るとともに、読書機会の充実を図ります。
ボランティアスタッフの募集	図書館をより身近なものに感じてもらうため、地域の中に図書館と関わる人材を増やします。そのためにボランティア講座などを開催し、きっかけ作りに努めます。
臨時図書館	移動図書館車の運行休止に伴い、図書館遠隔地の読書機会の確保のため、町内の施設を使い臨時図書館を開設します。

(成果指標)

	現状	目標
読み聞かせ会の参加者増	2～3組	5組程度
臨時図書館利用者増	水堀1名、五勝手5名	1回につき10名程度
ボランティアスタッフの増	2～3名	3名以上

3 ボランティア団体：江差町では、「絵本サークルポポリン」による読み聞かせの活動が活発に行われている。

(3) 保育園・幼稚園等における読書活動の推進

子どもが初めて集団生活を体験する保育園・幼稚園等では、子どもの世界が大きく広がる時期に心の栄養となる絵本に出会うことが重要です。そのために、読み聞かせ訪問や団体貸出など、子どもたちがさまざまな絵本に触れ合えるよう支援していきます。

また、保護者に対して、家庭での読み聞かせの大切さや絵本を通しての子育ての楽しさを伝えるよう努めます。

具体的な取り組み	具体的な取り組みの概要
団体貸出	各施設に長期間の貸出を行い、様々な本に触れる機会を増やし、読書意欲の向上を図ります。
定期的な読み聞かせ	町内の保育園、幼稚園へ読み聞かせ訪問を行います。また、日々の読み聞かせを支援するために団体貸出の利用増を図ります。
利用体験	散歩等に合わせて図書館を利用してもらい、さまざまな本に触れる機会を増やし、読書意欲の向上を図ります。
保護者に対する家庭での読み聞かせの奨励	保護者に対して家庭での読み聞かせを奨励し、読書習慣の定着に努めるため、広報紙や SNS などで積極的に情報を発信します。
関係機関との連携	保育園・幼稚園の職員と図書館職員との情報交換を行い、連携して子どもの読書環境の整備に努めます。

(成果指標)

	現 状	目 標
団体貸出	年間約 1,200 冊程度	年間約 1,500 冊
読み聞かせ訪問	一部保育園・幼稚園	全保育園・幼稚園
利用体験	不定期	年間 2 ～ 3 回



(4) 学校における読書活動の推進

学校では、本と親しみ、生涯にわたって読書を継続していく習慣を身に付けさせるため、小中学校の発達段階に応じた子どもの自主的・意欲的な学習活動や読書活動を支援します。

家庭・図書館・関係機関との連携を図りながら、各学校において魅力ある読書活動に取り組みます。また、学校図書館は、子どもたちの多種多様にわたる興味や関心を充足させ、知的な刺激を与える場であるとともに、調べ学習等を支える情報提供の場でもあります。その観点から、学校図書館を支援し、子どもが多く、魅力ある図書と出会えるように努めます。

具体的な取り組み	具体的な取り組みの概要
ブックトーク 読み聞かせ訪問	ボランティア団体と協力し、各小中学校でブックトークや読み聞かせを行い、本への関心、読書意欲の向上に努めます。
職場体験等受入	図書館の仕事を体験することで、新しい形で図書や読書に関心を持ってもらいます。
図書館見学・利用体験	単元に合わせた図書館での調べ学習を支援する。また、団体利用を受け入れ、図書館の利用方法を実際に体験してもらうなど、より図書館を身近に感じてもらうよう努めます。
団体貸出	学校、学級ごとに図書を貸出し、朝読書や調べ学習などを支援し、読書活動の充実に努めます。
関係機関との連携	学校職員と図書館職員との情報交換を行い、連携して子どもの読書環境の整備に努めます。

(成果指標)

	現 状	目 標
読み聞かせ訪問	江小・北小のみ	全小中学校
団体貸出	年間約 2,600 冊	現状維持
学校との連携	—	年 1 回以上の情報交換

基本目標２ 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

（１）図書館における読書環境の整備

図書館は、子どもたちが自由に読みたい本を選び、学習や読書を楽しむことができる場所です。そのためには、気軽に足を運び、利用したいと思われる場所となることが求められています。

そのため、蔵書の充実を図り、学校図書や読みたい本などをすぐに提供できるよう、優良図書の紹介や子どもたちの手が届く配架の工夫などに努めます。

また、学習場所としての利用も多くレファレンスの充実をはじめ、子どもたちが集中して学習できる環境づくりに努めていきます。

具体的な取り組み	具体的な取り組みの概要
図書館資料やサービスの充実	子どもたちの成長に役立つ資料を整備・配架などの工夫し、その情報提供に努めます。また、レファレンスを充実し子どもたちの学習を支援します。
読み聞かせ会やイベントの充実	未就学児等を対象にした絵本の読み聞かせ会を継続して開催し、読書の啓発を行います。また、図書館へ足を運びやすくするため、工作体験等のイベントを開催し、児童生徒の利用増につなげます。
図書館ホームページの活用	新刊情報やイベント情報などを提供し、タイムリーな情報提供に努めます。
町広報紙の活用	おすすめ本の紹介や、図書館の利用案内、読み聞かせ会の情報などを発信します。
道立図書館との連携	道立図書館の支援事業を利用し、利用者のリクエストに幅広く対応します。
児童コーナーの整備	乳幼児や幼児がより利用しやすいよう、レイアウトを工夫するなど環境を整備します。
学習場所としての図書館	児童や生徒が気軽に集まり、学習できる場所としての図書館を整備します。
身近な施設としての図書館	ボードゲームの整備や２階ホワイエの開放など、気軽に立ち寄れる場所になるよう努めます。
職員研修の開催	北海道立図書館の専門研修や、渡島・檜山図書館振興協議会研修会へ職員を派遣し、図書館職員の資質向上に努めます。
夜間開館実施	毎週水曜・金曜日に午後７時まで開館することで、利用者の利便性を高め、利用率の向上に努めます。

(成果指標)

	現状	目標
図書館資料の充実	年間購入・寄贈 約 2,000 冊	現状維持
工作イベントの定期開催	不定期	年 3 ～ 4 回
身近な施設としての図書館	2 階ホワイエの開放	継続



（２）学校図書館における読書環境の整備

学校図書館は、子どもたちが日常的に読書を楽しむことができる場であるとともに、読書活動や読書指導の場として、子どもの成長を支える重要な役割を果たしています。

児童生徒の豊かな心を育む「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。それらの機能が十分に発揮されるよう、学校図書館への支援を実施します。

具体的な取り組み	具体的な取り組みの概要
学校図書館への支援	すべての児童・生徒が利用しやすい学校図書館を目指し、書架整理や蔵書のデータベース化など、図書館の整備を支援します。
資料の貸出（団体貸出）	読書活動の推進のほか、授業支援に利用できる資料の貸出を行い、図書館活動を支援します。

（成果指標）

	現 状	目 標
学校図書館への支援	資料貸出のみ	年 1 回程度の訪問
資料貸出	学級ごとの貸出	学校図書館への貸出の実施



基本目標3 子どもの読書活動の普及・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、町民の間に広く関心を深める必要があります。

そのために各種の研修会や親が集まる機会等を利用して、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を推進します。

また、町広報誌を活用し、「図書館へ行こう」のコーナーで発信する新刊図書情報や講座案内などの情報の充実に努めます。

さらに、学校と家庭とが連携して推進している「ノーテレビ・ノーゲームデー」を、図書館としてもその活動を支援するため、児童生徒が家庭での読書活動をスムーズに行うことができるような取り組みを紹介し、啓発パンフレット等を作成していくことを検討していきます。

具体的な取り組み	具体的な取り組みの概要
読書啓発パンフレット等の配布	読書活動の意義や重要性について、理解と関心を深めてもらうための情報発信を行います。
町広報紙の活用	広報誌の「図書館へ行こう」のコーナーでの情報発信に努めます。
ノーテレビ・ノーゲームデーの推進	家庭での読書活動の充実を図るため、関係機関と連携しノーテレビ・ノーゲームデーの推進に努めます。
読書アンケートの実施	町内に住む子どもたちとその保護者を対象に、読書状況を把握するためのアンケートを実施します。 それにより、より効果的な読書推進を図ります。

(成果指標)

	現 状	目 標
読書啓発パンフレット	長期休業前に配布(年2回)	年2回以上の配布
読書アンケートの実施	－	計画期間内に実施

江差町子どもの読書活動推進計画策定委員名簿

氏 名	選 出 区 分	所 属	委 嘱 日
斉藤 繁憲	学識経験者	江差町図書館協議会	R5.2.14
松島 甲	学識経験者	江差町教育委員会 スクールアドバイザー	R5.2.14
室谷 恵美子	社会教育関係者	絵本サークルポポリン	R5.2.14
戸島 彩	学校教育関係者	江差中学校	R5.2.14
木口 道代	学校教育関係者	江差小学校	R5.2.14
川口 衣澄	幼稚園関係者	江差幼稚園	R5.2.14
泉 学美	保育園関係者	かもめ保育園	R5.2.14
内海 暁子	子育て行政機関	江差町健康推進課	R5.2.14

☆事務局

氏 名	職 名	所 属
出崎 雄司	江差町教育委員会 教育長	江差町教育委員会
安田 克臣	江差町図書館館長 (社会教育課長)	江差町図書館 (江差町教育委員会社会教育課)
川村 奈津希	江差町図書館 図書係長	江差町図書館

☆策定委員会

令和5年2月14日	第1回 子どもの読書活動推進計画策定委員会
令和5年3月24日	第2回 子どもの読書活動推進計画策定委員会

資 料

- 資料 1** **第 1 次江差町子どもの読書活動推進計画の検証
～江差町子どもの読書活動推進計画の成果と課題～**
- 資料 2** **子どもの読書活動の推進に関する法律**

第 1 次子ども読書活動推進計画の検証

～江差町子どもの読書活動推進計画の成果と課題～

1 基本目標 1「家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進」

(1) 家庭における読書活動の推進

取 組	実 績
読書環境の充実	・ 児童書、絵本の充実 3,127 冊（購入・寄贈）
ブックスタート事業の実施	・ 7 ヶ月児相談時の読み聞かせ、ブックスタートパックの配布 （コロナ禍においては保健師訪問時に配布）
情報の発信	・ ブックスタート時にポポリンの読み聞かせ講座実施 ・ Facebook 開設（R2.6 開始）
成果・課題	
○児童書や絵本などを定期的に整備することにより、幼児期の読書環境の充実が図られた。 ○ブックスタートの取り組みにより乳幼児期の家庭における読書環境の充実に寄与した。 ●新型コロナの影響もあり、親子が本と触れ合う機会の創出が少なく、情報発信が不十分だった。	

(2) 地域における読書活動の推進

取 組	実 績
移動図書館	・ 図書館バスによる定期運行 ※R4.7 にバス廃止。R4.9 より町内 2 カ所で臨時図書館開設 H30 43 回 延 3,726 人 9,434 冊 H31 42 回 延 2,550 人 7,919 冊 R02 41 回 延 1,985 人 6,204 冊 R03 46 回 延 2,627 人 5,917 冊 R04 17 回 2,293 冊 ※集計方法の変更により人数なし
読み聞かせ会	・ ボランティア（ポポリン）による定例読み聞かせ会（毎月第 1.第 3 土曜日） ※R2・R3 はコロナで一部休止 ・ クリスマス会の開催
水堀郵便局配本所	・ 約 150 冊を配置（年 3 回の入れ替え）
夜間開館実施	・ 毎週水曜・金曜日に実施 H30 95 回 延 693 人 1,556 冊 H31 87 回 延 551 人 1,185 冊 R02 83 回 延 313 人 775 冊 R03 71 回 延 443 人 993 冊 R04 回 人 冊

各種イベントへの参加	・産業まつりへの参加（移動図書館車展示、工作体験） ※H30～R01（※R2～R4 は産業まつり中止） ・高齢あんしん課映画上映会での出張貸出（R01・R04）
成果・課題	
○移動図書館の運行により北部地域や小学校などで定期的に本に触れる機会が創出できた。 ○産業まつりへの参加により、イベントに来場した子どもや親子連れの本に親しむことができた。 ●移動図書館車の廃止により、定期的に学校や保育園などで子ども達が楽しみながら本に触れる機会が少なくなった。 ●自宅での過ごし方に読書が選択肢となるような取組が必要	

（３）保育園・幼稚園等における読書活動の推進

取 組	実 績
移動図書館臨時運行 （幼稚園）	・幼稚園への図書館バスによる運行（年間２回）
団体貸出	・保育園、幼稚園への定期的な本の貸出 H30 1,288 冊、H31 845 冊、R02 819 冊 R03 986 冊、R04 1,195 冊
定期的な読み聞かせ	・保育園、幼稚園を訪問し定期的な読み聞かせを実施 あすなろ幼稚園(H30～R01 まで R02 閉園)、江差幼稚園、子育て支援センター、水堀保育園で年間３回実施
利用体験	・図書館利用については不定期での利用あり
保護者に対する家庭での読み聞かせの推奨	・ブックスタート事業などでの読み聞かせ講座を実施
成果・課題	
○定期的に本の貸出や読み聞かせを行い、子ども達が本と触れ合う機会を作ることができた。 ○幼稚園や保育園でも独自に読み聞かせの取り組みなどが行われていた。 ●保護者に対する読み聞かせ奨励などの取り組みがなく、家庭での読書に繋げる活動に向けた取り組みが必要	

(4) 学校における読書活動の推進

取 組	実 績
読書時間の確保	・朝読書の実施 ・学級用図書の貸出
ブックトーク	・江差小学校の全学年で実施（年 8 回）※R3/3 回、R4/5 回
読み聞かせ訪問	・江差小学校 ～ブックトークと合わせて実施 ・江差北小学校～全学年対象（年 3 回訪問）※R2/6 回実施
職場体験等受入	・町内中学校及び江差高校の職場体験の受入 H30 5名、H31 3名、R02 2名、R03 5名、R04 4名
移動図書館臨時運行 （小学校）	・長期休業期間中の読書活動に向け、休業前に各学校へ運行
図書館見学・利用体験	・町内小学校における「図書館見学」の実施 H30 3回（2校）、H31 3回（2校）、R02 1回（1校） R03 2回（2校）、R04 回（3校）
団体貸出	・各小学校（3校）への定期的な貸出 H30 2,781冊、H31 2,658冊、R02 2,277冊 R03 2,179冊、R04 2,676冊
障害のある子どもの読書活動の推進	※具体的な取り組みなし
「心の居場所」となる学校図書館の運営	・図書委員会での展示や周知活動を行っているものの、具体的な取り組みに至っていない。 ・学校司書の配置はされていない
関係機関との連携	※具体的な取り組みなし
成果・課題	
○図書館からの貸出などにより朝読書など、子どもの読書活動が積極的に行われた。 ○学習活動としての図書館活用や職場体験の受入により、図書館活動を広めることができ、図書館をより身近に感じてもらうことができた。 ●各学校に専門の司書が配置されておらず、学校図書館の蔵書整備や利活用に向けた活動が少ない。 ●図書館と学校図書館との関りが貸出のみであり、相談等を含め連携した取り組みができていなかった。	

2 基本目標 2 「子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備」

(1) 図書館における読書活動の推進

取 組	実 績
図書館資料やサービスの充実	・ 図書資料の購入・寄贈 H30 2,109 冊 H31 2,658 冊 R02 2,058 冊 R03 1,908 冊 R04 冊 ・ 新型コロナウイルス感染対策 ①図書除菌機導入 (R2) ②空気除菌機導入【2 台】(R4) ・ 気軽に楽しめる環境づくりのためボードゲームを設置(R3)、 また交流スペースとして 2 階ホワイエのフリースペース開放
読み聞かせ会やイベントの充実	・ 定例読み聞かせ会の開催 (毎月第 1・第 3 土曜日) ・ クリスマス会の開催
図書館検索システムの電算化導入の検討	・ 図書館のシステムを導入し蔵書管理や図書館での検索のほか、WEB 上での検索・予約が可能となった。(R4 より本格稼働)
職員研修の開催	・ 道立図書館や檜山管内図書館振興協議会が主催する研修会への参加
図書館ホームページの活用	・ 開館情報、読み聞かせ会スケジュール、各種イベントの告知を HP へ随時掲載
町広報誌の活用	・ 毎月『図書館へ行こう』のコーナーに、開館や夜間開放、移動図書館スケジュールや各種イベント」を掲載。年 4 回拡大号の掲載
道立図書館との連携	・ 相互貸出の活用による利用者への資料の提供 ・ インターネット予約貸出受取館としての登録
児童コーナーの整備	・ 乳幼児や幼児が楽しめるスペースとして絵本や児童書の資料を充実。 ・ スペースを確保するため書架 2 台を増設
学習場所としての図書館	・ 学習場所としての閲覧席の設置 ・ 2 階ホワイエへのフリースペース開放(R4)
成果・課題	
○絵本や児童書の購入を積極的に行い蔵書が充実した。 ○児童コーナーでの親子連れの活用や交流の機会が図られた。 ○図書館システムが導入されたことにより、蔵書管理や貸出事務の簡素化が図られたほか、管内での蔵書検索やインターネットでの検索・予約に対応することができた。 ○ボードゲームやフリースペースを設置し、親子や子ども同士の交流の場が創出された。 ●図書館の利用が減少傾向にある。図書館が日常の居場所のひとつとなるような企画や周知を強化することが必要。 ●児童書コーナーの絵本が多くなりスペースが狭くなっているため、整理が必要。	

(2) 学校図書館における読書活動の推進

主な推進事業	取り組み状況
図書資料の整備と充実	・ 図書資料の購入、整備
図書資料のデータベース化	・ 学校ごとに資料が管理されており、データベース化までは至っていない。
学校図書館の運営等に対する教職員間の連携・協力体制の確立	・ 学校ごとの運営となり、学校間での連携体制はあまりすすんでいない。
学校間や図書館、ボランティアとの連携・協力の促進	・ 図書館と連携し大量貸出による図書資料の拡充が図られた。 ・ ボランティアによる読み聞かせの実施 ・ 長期休業前の移動図書館車による図書資料貸出
成果・課題	
○ 図書委員会などの活動を通じ学校図書館の利用促進を図っている。 ● 図書館との資料貸出などでの連携はあるものの、連携した取り組みには至っていない。連携した事業展開や学校図書館などでの調べ学習など読書活動の促進を図る必要がある。 ● 学校図書のデータベース化に向け、図書館と連動したシステムの導入などにより互いに図書資料の補完する環境の整備が必要 ● 学校司書の配置が難しい状況にあることから、図書館司書による学校図書館運営への支援・協力体制を強化が必要	

3 基本目標3「子どもの読書活動の普及・啓発」

主な推進事業	取り組み状況
読書活動啓発パンフレットの配布	・長期休業前に図書館利用案内を小・中全校へ配布し啓発
「子ども読書の日」を中心とした取り組み	・図書館において関連図書の展示・紹介
新刊図書情報や講座案内などの情報充実	・図書館内にチラシ配布のほか、町広報誌や Facebook、ホームページ、図書館検索システム「お知らせ情報」に掲載
「ノーテレビ・ノーゲームデー」の推進	※具体的取り組みには至っていない。
成果・課題	
●読書活動の普及・啓発に向けて定期的に情報発信を行っているが、一部にとどまっている。幅広く情報発信できる体制や、図書館の利用促進、保育園や幼稚園、学校、家庭と連携した普及活動の強化が求められる	

【総括】

- 読書活動に向けた具体的な取り組みについては、概ね実施されているが、学校や家庭と連携した取り組みが希薄となっている。今後も継続した取り組みを進めながら、関係機関との連携を更に強化していくことが必要。
- 広報やホームページのほか、Facebook など SNS での情報発信など、様々なツールを活用し発信しているが、幅広く伝わっていない。情報発信や普及・宣伝の方法等について検討が必要
- 図書館検索システムが導入されたことから、インターネットなどで検索・予約が可能となったことから、学校や家庭でも効果的に活用できるような取り組みや周知をしていくことが必要。
- 移動図書館車の廃止により、定期巡回がなくなったことにより学校や幼稚園で実施していた臨時図書館も規模縮小となったため、学校などと連携しながら臨時図書館事業の内容や実施方法を検討していく。
- 図書館は「騒いではいけない」とのイメージが強く、気軽に利用できる雰囲気づくりやホワイエを活用したフリースペースなどの環境を整備が重要。
- 子どもたちが本と触れ合う機会を増やすためには、地域や家庭での取り組みが重要であり、読み聞かせなどの活動を広げていくためにはボランティアスタッフの募集が必要。養成講座などを含めてボランティアの募集・育成を進めることが必要
- 学校図書館の活用や充実に向けた取り組みが課題となっている。学校との連携を密にし、図書館司書による支援など積極的な関わりを検討、学習活動における図書館の利用など連携した取り組みを強化することが重要。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第1条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関との連携強化)

第7条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条

都道府県は、子ども読書活動推進計画を基本とするとともに、当該都道府県における子ども読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進計画（都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日にあふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。